

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和8年3月24日第32回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

牧瀬一典・鮫島安平・森山昭市・上妻廣美  
中島秀人・永浜三津子・鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・松原浩則  
平山信一郎・池山久志・八汐栄一

3. 欠席委員

藤田幸司・田中義人・中崎和行・梶原誠・中島真実

欠席推進委員

増野幸孝・宮園隆行

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和8年第32回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、1番藤田委員、5番田中委員、7番中崎委員、8番梶原委員、11番中島委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、3番増野推進委員、6番宮園推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議 長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は, 農業委員会会議規則第10条の規定によって, 2番牧瀬委員, 3番鮫島委員を指名します。

日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は, 本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め, 会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい, 事務局です。資料の1ページをお願いします。議案第1号, 農地法第3条申請について説明を致します。所有権移転件数4件, 筆数4筆, 面積6,965㎡, 地目畑5,060㎡, 田1,905㎡になります。委員の皆様のご審議を, 宜しくお願い致します。

(議長)順位1について, 担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番中島です。議案第1号順位1について説明致します。去る3月5日午後2時より, 譲受人, ○○○○○○代表取締役 ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積○,○○○㎡です。譲渡人, 住所○○県○○市○○○丁目○○番○-○○○号, ○○○○さんです。譲受人, 住所中種子町○○○○○○番地○, ○○○○○○代表取締役 ○○○○さんです。申請理由は, 譲渡人が売買(島外在住のため管理不能), 譲受人が売買(相手方の要望)です。売買価格は, ○万円です。場所については, 資料の4ページをお願いします。○○○○○に○○○○○さん宅があります。その道反対を東へ100mちょっと行きますと右側にあります。調査の結果, 労働力, 農業機械は確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほど, 宜しくお願い致します。以上です。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番永浜委員をお願いします。

(12番委員)はい, 12番永浜です。○○さんと○○さんは, ○○関係になるのでしょうか。金額的に安いので。

(10番委員)はい。

(議長)10番中島委員をお願いします。

(10番委員)はい, 10番中島です。○○ということではなく, ずーっと借りていたんです。貸借して。それで今後管理ができないことで, また, ながらく地料を払ってもらっているんで, 無償でもよかったとのことでしたが気持ちを払いたいので, ○万円になったと聞いております。よろしいでしょうか。

(議長)12番委員。

(12番委員)はい, 分かりました。

(議長)他に, 質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。



〇〇〇という〇〇関係です。場所については、資料の5ページ順位3をお願いします。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の裏になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位4について説明致します。去る3月9日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇㎡です。譲渡人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇さんです。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買(相手方の要望)、譲受人が売買(経営拡大)です。場所については、資料5ページ順位4をお願いします。〇〇〇〇〇〇〇の真南にあたる農地です。道路は、〇〇〇〇〇〇〇前の信号機を少し〇〇の方へ行って、東の方へ真っ直ぐ行った右側です。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい、12番です。隣接する畑の〇〇〇〇-〇込みで〇〇〇万円となっていますが、前の時点を出しているのかな。

(議長)事務局をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。〇〇〇〇-〇は後で出てくるのですが、議案第2号で転用が入っております。ここに、申請人の住宅を建てる予定となっています。

(議長)12番、よろしいでしょうか。

(12番委員)はい、分かりました。

(議長)他に、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位4について、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件順位1から順位4については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の8ページをお願い致します。議案第2号「農地法第5条申請について」順位1について説明致します。譲受人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇です。譲渡人〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇。申請地大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番地〇、地目畑、地積〇〇〇㎡となってお

ります。転用目的といたしまして農家住宅の建築です。申請理由は、申請人は現在借家住まいで手狭なため、今般申請地に自己の住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地外、第1種農地、集落接続施設と考えます。棟数面積等につきましては、居宅で〇〇〇.〇〇㎡・〇〇〇〇〇〇〇.〇〇㎡計で〇〇〇.〇〇㎡です。金融機関の融資証明書も提出されており、実現性は有りと思われます。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番鮫島です。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。この案件につきましては、先般3月9日午前9時30分より、濱脇会長、鎌田委員、平山推進委員、事務局、申請人である〇〇〇〇さん立ち会いの下現地を調査を実施致しました。場所については、先ほど3条所有権移転で説明した残地になります。申請人は現在借家住まいをしています。手狭になったことから自己の住宅を建築したいというものです。申請地の〇側は、道路を挟み第三者の住宅、〇側も第三者の住宅です。〇側は第三者の農地があります。〇側の農地については、申請人が取得し農地として利用を行います。建築の際は、付近に被害の無いよう十分に注意をするという被害防除計画書及び誓約書が添付されています。資金については、金融機関の融資証明書が添付されています。現地を検討した結果、支障は無いと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の9ページをお願いします。承認第1号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画について」説明致します。令和8年3月31日を公告日とする利用権設定、貸借権14件、筆数33筆、面積93,750㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の16ページから40ページに添付してあります。なお、今回の貸借権14件につきましては、中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年5年6年10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認するこ

とにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

次に日程第6，承認第2号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい，資料の41ページをお願い致します。承認第2号「農用地利用集積等促進計画について」説明致します。令和8年3月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転2件，筆数2筆，面積11,322㎡の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。この案件につきましては，中間管理事業法の農地売買事業による所有権移転となります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積等促進計画の承認について」は，承認することに決定しました。

これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和8年第32回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。